

ヘルパーステーションふる里 重要事項説明書

1、事業所概要

事業者氏名	医療法人 誠心会
主たる事業所の所在地	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目1番地6
法人種別	医療法人
代表者氏名	前原 くるみ
電話番号	099-273-1500

2、ご利用事業所

ご利用事業所	ヘルパーステーションふる里
サービスの種類	訪問介護
指定番号	鹿児島県 4672900117 号
所在地	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目1番地6
電話番号	099-273-6100
事業所の通常の実施地域	日置市・いちき串木野市・鹿児島市（松元地区・郡山地区）

3、業務の目的と運営方針

業務の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業所の訪問介護員は要介護者及び事業対象者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う

4、ご利用事業所の職員体制

職種	資格	体制	員数
管理者	介護福祉士	常勤	1名 (サービス提供兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤	1名以上 (1名は管理者兼務)
訪問介護員	初任者研修終了以上	非常勤	3名以上

5、営業時間

営業日	日曜日から土曜日まで
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 巡回型援助対応 24 時間体制

6、サービスの概要

サービスの種類	サービス内容
身体介護	食事介助・排泄介助・入浴介助・身体清拭・洗髪 その他必要な身体介護
生活援助	調理・洗濯・掃除・整理整頓・買い物 その他必要な生活支援
相談・助言	生活・身の上・介護に関する相談・助言 その他必要な相談・助言

7、利用料金・支払い方法

(1) 訪問介護サービス費

料金は別紙をご参照下さい。

原則として介護負担割合証による利用者の負担額となります。

【訪問介護サービス費が全額自己負担となるケース】

①保険料の滞納により、事業者へ直接介護保険給付（法廷代理受領）が行われない場合には、訪問介護サービス費は 10 割自己負担となります。その際には、利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行しますが、後に利用料の償還払いを受ける際に当該領収書が必要となりますので大切に保管して下さい。

②サービス利用開始時に要介護認定申請中、またはサービス利用中に要介護認定の更新申請手続きを行った場合、後日届く認定結果は申請時に遡って効力が生じるため、申請時からの訪問介護サービス費は新たな要介護度に応じた自己負担額となります。また認定結果が非該当となった場合は、保険適用とならず、申請時からの訪問介護サービス費は 10 割自己負担となります。

(2) 支払い方法

当事業所は当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の 10 日以降利用者に通知し翌月月末までにお支払いいただきます。

支払い方法は、通常、集金とさせていただいておりますが、別途話し合いの上、口座振り込み又は、窓口支払いにも応じます。

利用者からの支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行いたします。

振り込み先	鹿児島信用金庫 湯之元支店	(普通) 6204348	医療法人誠心会 ヘルパーステーションふる里
-------	------------------	-----------------	--------------------------

8、第三者評価

あり・なし	ありの場合実施日と機関
-------	-------------

9、苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 099-273-6100
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てる事ができます。

苦情受付機関	日置市介護保険課	電話番号 099-272-0505
	日置市地域包括支援センター	電話番号 099-248-9423
	鹿児島県国民健康保険団体連合会	電話番号 099-213-5122
	地域振興局（地域保健福祉課）	電話番号 099-272-6301

10、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名 名前 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	(続柄)

11、事故発生時の対応

ご利用者様への訪問介護の提供時に事故が発生した場合には、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、その記録をします。

ご利用者様への訪問介護の提供の時に賠償すべき事故が発生した場合損害賠償を速やかに行います。

12、介護員の禁止事項

- (1) 医療行為又は医療補助行為
- (2) 利用者若しくはその家族から金銭又は高価な物品の授受、お茶、お菓子等の接待
- (3) 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- (4) 契約者若しくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) 厚生省の定める一般に介護保険の家事援助に含まれないと考える事例行為

13、協力医療機関との連携

当事業所では、次に掲げる病院や歯科診療所と連携し、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応します。なお、対応外の急変等については他院での対応となります。

協力医療機関	前原総合医療病院	前原総合医療病院 歯科
--------	----------	-------------

受領サイン（事業所保管分に署名・押印をお願いします。）

本書を受領しました。

年 月 日

(氏名)

印